

# 辰野町妊婦のための支援給付金



## \*\*\* 子育て応援金 \*\*\*

給付額	<b>妊娠している子ども一人あたり 5万円</b> ※多胎出産の場合は、5万円×妊娠している子どもの人数の給付となります。	
対象者	<p>申請日時点で辰野町に住民登録がある方で、辰野町で妊婦給付認定を受けている方が対象となります。</p> <p>令和7年4月1日以降に妊娠の継続をしていないことが分かった場合（流産・死産・人口中絶等）についても給付対象となります。</p> <p>※他市町村で妊婦給付認定を受けた方が辰野町に転入された場合は、改めて辰野町の妊婦給付認定を受ける必要があります。</p> <p>なお、1回目の給付を他市町村で既に受給されている方は、2回目のみ受給が可能です。</p>	
給付までの流れ	<ol style="list-style-type: none"><li>① 辰野町で出生届を提出し、面談を受けます。</li><li>② 新生児訪問の際に申請書を受け取り、子育て応援金の申請（電子申請）をします。</li><li>③ ご指定の口座に子育て応援金を振り込みます。 ※振込通知は、「SMS（ショートメッセージサービス）」にて送信いたします。 au・docomoは「41-1111」、Softbankは「243056」という番号から通知が届きます。振込予定日を記載いたしますので、ご確認ください。 SMSは申請の際に入力いただいた電話番号を利用して送信いたします。</li></ol>	
申請期限	出産予定日の8週間前の日（流産・死産・人口中絶したときはその日）より2年間	
申請方法	<ul style="list-style-type: none"><li>• 申請は<u>電子申請（オンライン申請）</u>のみです。申請は妊産婦の名義で行ってください。</li><li>• <u>振込口座には、申請者と同一名義の口座情報を入力してください。</u></li><li>• 申請は下記のアドレスまたは二次元コードからアクセスしてください。</li></ul> <p><a href="https://logoform.jp/form/dZWq/970442">https://logoform.jp/form/dZWq/970442</a></p>	
その他	妊娠届出前であっても、令和7年4月1日以降に妊娠の継続をしていないことが分かった場合（流産・死産・人口中絶等）は、医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児数を証明する診断書等の提示（診断書料は妊婦本人負担となります。）により、給付対象となる可能性があるため、お問合せください。	
Q & A	Q	辰野町で妊娠届出をして、マタニティ応援金を受給した後に、他市区町村に転出しました。子育て応援金はもらえますか？
	A	転出先の市区町村で給付対象となります。申請方法は転出先の市区町村にお問合せください。
	Q	双子を妊娠・出産しました。子育て応援金として10万円を受け取ることができますか。
	A	双子の場合は、5万円×2人分=10万円の給付になります。
問合せ先	辰野町役場 子育て応援課 こども家庭センター 電話：0266-41-1111（代表）	